

共有物の変更 管業 H26-03-イ <<#461>>

【問】 正誤をつけよ。

A、B、Cは、甲マンション内の一住戸(以下、本問において「本件専有部分」という。)を共同所有しており、その持分は、Aが2分の1、BとCがそれぞれ4分の1である。Aが、本件専有部分を第三者に売却するためには、B又はCの同意を得なければならない。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 共有物の変更

各共有者は、**他の共有者の同意**を得なければ、**共有物に変更**を加えることができない。(変更行為) (民法 251 条)

⇒ **共有物の処分**は「**変更**」にあたり、他の共有者**全員の同意**を要する。(大判明 37.3.16)

<<補講>> 持分の処分

持分権の処分は、各共有者が**各自自由**に処分できる。

⇒ **持分**の譲渡、**持分**に抵当権を設定